

吸収分割に係る事前備置書面

(簡易吸収分割／略式吸収分割)

2024年4月26日

株式会社伊藤園

株式会社伊藤園フードサービス

2024年4月26日

吸収分割に係る事前備置書面

(分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

(承継会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

東京都渋谷区本町三丁目47番10号

株式会社伊藤園

代表取締役社長 本庄 大介

東京都台東区浅草五丁目1番13号

株式会社伊藤園フードサービス

代表取締役社長 本庄 周介

株式会社伊藤園（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社である株式会社伊藤園フードサービス（以下「承継会社」といいます。）は、2024年4月25日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2024年8月1日を効力発生日として、分割会社の直営店部門の小売・飲食事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本分割に際しては、承継会社は、分割会社に対して株式、金銭、その他の財産の交付を行いません。承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当であると判断しています。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当する事項はありません。

4. 分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

https://www.itoen.co.jp/ir/library/securities_backnumber/

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務については、次のとおり履行の見込みがあるものと判断しております。

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の 2023 年 4 月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 288,473 百万円及び 123,435 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本分割により、分割会社が承継会社に対して承継させる資産及び負債の見込み額は、それぞれ 1,395 百万円及び 1 百万円であることから、本分割後の分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本分割の効力発生日までに分割会社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事象は現在のところ予測されていません。

なお、分割会社が、2024年5月1日を効力発生日とする新設分割により株式会社北海道伊藤園に対して承継する資産及び負債の見込み額は、それぞれ706百万円（概算値）及び8百万円（概算値）です。

したがって、本分割の効力発生日以後においても、分割会社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の2023年4月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ212百万円、179百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

上記(1)のとおり、本分割により、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債の見込み額は、それぞれ1,395百万円及び1百万円であることから、本分割後の承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事象は現在のところ予測されていません。

したがって、本分割の効力発生日以後においても、承継会社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項
変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

(別紙 1) 吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

株式会社伊藤園（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園フードサービス（以下「乙」という。）は、甲の直営店部門の小売・飲食事業（以下「本事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号： 株式会社伊藤園

住 所： 東京都渋谷区本町三丁目 47 番 10 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号： 株式会社伊藤園フードサービス

住 所： 東京都台東区浅草五丁目 1 番 13 号

第 3 条（承継する権利義務）

本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」のとおりとする。

2. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重疊的債務引受の方法による。

第 4 条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、甲に対して金銭等の対価の交付を行わない。

第 5 条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 8 月 1 日と

する。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（分割承認決議）

甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

第 8 条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降であっても、本事業に関し、会社法に基づく競業避止義務を負わない。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 10 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第 11 条（本契約の変更、解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第 12 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、第 7 条に定める取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び

乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2024 年 4 月 25 日

(甲) 東京都渋谷区本町三丁目 47 番 10 号
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介



(乙) 東京都台東区浅草五丁目 1 番 13 号
株式会社伊藤園フードサービス
代表取締役社長 本庄 周介



別紙

承継対象権利義務明細

本分割により、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、次のとおりとする。なお、権利義務のうち、資産及び負債については、2023年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

本事業に属する現預金、棚卸資産及びその他の流動資産。ただし、効力発生日の前日までに生じた売掛金は甲に帰属し、効力発生日以後に生じた売掛金は乙に帰属する。

(2) 固定資産

本事業に属する保証金、工具器具備品等の固定資産

2. 負債

(1) 流動負債

本事業に属する前受金。ただし、効力発生日の前日までに生じた買掛金等は甲に帰属し、効力発生日までに生じた買掛金等は乙に帰属する。

(2) 固定負債

本事業に属する預かり保証金

3. 雇用契約

本事業に従事する一部の従業員に係る雇用契約及びこれらの雇用契約に付随する権利義務。

4. その他の権利義務等

(1) 契約

本事業に関する賃貸借契約、業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に付随する一切の権利義務

(2) 許認可等

甲が本事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの

以上



(別紙2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

会社法第435条第2項の規定に基づく

計算書類及び事業報告

第14期

〔自 令和4年 5月 1日〕
〔至 令和5年 4月 30日〕

事 業 報 告

計 算 書 類

〔貸 借 対 照 表〕
〔損 益 計 算 書〕
〔株 主 資 本 等 変 動 計 算 書〕
〔個 別 注 記 表〕

株式会社伊藤園フードサービス

事 業 報 告

〔 令和4年5月1日から
令和5年4月30日まで 〕

株式会社の状況に関する重要な事項

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、ウィズコロナの下で、各種政策により景気の持ち直しが期待される一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、世界的な金融引き締めに伴う景気下押しリスクと原料・エネルギーコストの高騰等の影響により引き続き厳しい状況となりました。

このような状況の中、当社グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当社グループを取り巻く全てのお客様に対し「今でもなお、お客様は何を不満に思っているか」を常に考え、一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当期の売上高は16,106千円となりました。また利益につきましては、営業利益は906千円、経常利益は799千円、当期純利益は495千円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期における資金調達はありません。

(3) 財産及び損益の状況

	第12期 〔 自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日 〕	第13期 〔 自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日 〕	第14期 〔 自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日 〕
売 上 高	789,177 千円	14,827 千円	16,106 千円
経 常 利 益	379 千円	577 千円	799 千円
当 期 純 利 益	78 千円	△ 6,731 千円	495 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	131円28銭	△11,218円50銭	826円38銭
総 資 産	192,473 千円	191,200 千円	212,336 千円
純 資 産	39,065 千円	32,333 千円	32,829 千円
1 株 当 たり 純 資 産	65,108円42銭	53,889円92銭	54,716円30銭

(注) 第13期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第13期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

グループ経営理念であります「お客様第一主義」のもと、より一層の販売力強化に努め、安定した商品の供給を行うとともに、経費低減を図り、さらなる業績の向上に取り組んでまいります。

(注) 本事業報告中に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 主要な事業内容

清涼飲料の販売と、これに付随または関連する一切の業務

(7) 主要な営業所及び従業員の状況

① 主要な営業所

本 社 東京都台東区浅草五丁目1番13号

② 従業員の状況

従 業 員 数 0

2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,000 株
(2) 発行済株式の総数 600 株
(3) 株 主 数 1 名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	株式所有比率
株 式 会 社 伊 藤 園	600 株	100.00 %

3. 株式会社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	兼 務 の 状 況
代表取締役社長	本 庄 周 介	(株)伊藤園 代表取締役副社長執行役員 ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取 締 役	神 谷 茂	(株)伊藤園 取締役専務執行役員
取 締 役	貴 志 望	(株)伊藤園 常務執行役員
監 査 役	平 田 篤	チチヤス(株) 取締役 (株)伊藤園 取締役専務執行役員

貸借対照表

令和5年4月30日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	212,210	流 動 負 債	179,506
現金及び預金	115,301	買 掛 金	177,627
売 掛 金	96,621	未 払 費 用	1,573
前 払 費 用	13	未 払 法 人 税 等	305
未 収 入 金	273		
固 定 資 産	126	固 定 負 債	-
有形固定資産	-		
無形固定資産	-	負 債 合 計	179,506
投資その他の資産	126	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	0	株 主 資 本	32,829
関係会社株式	0	資 本 金	30,000
敷金	120	利 益 剰 余 金	
繰延税金資産	5	利益準備金	6,138
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	△3,308
		純 資 産 合 計	32,829
資 産 合 計	212,336	負 債 ・ 純 資 産 合 計	212,336

損益計算書

自 令和4年5月 1日

至 令和5年4月30日

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		16,106
売上原価		-
売上総利益		16,106
販売費及び一般管理費		15,200
営業利益		906
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
その他営業外収益	1	2
営業外費用		
その他営業外費用	109	109
経常利益		799
特別利益		-
特別損失		-
税引前当期純利益		799
法人税、住民税及び事業税	304	
法人税等調整額	△1	303
当期純利益		495

株主資本等変動計算書

当事業年度(自令和4年5月1日 至令和5年4月30日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金			
				任意積立金					
令和4年4月30日残高	30,000	-	-	6,138	-	△3,804	2,333	32,333	32,333
当事業年度中の変動額									
利益準備金の積立			-				-	-	-
剰余金の配当			-				-	-	-
当期純利益			-			495	495	495	495
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	495	495	495	495
令和5年4月30日残高	30,000	-	-	6,138	-	△3,308	2,829	32,829	32,829

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、

一般債権につきましては貸倒実績率により、

貸倒懸念債権等の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、

回収不能見込額を計上しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度における発行済株式の種類及び株式数

	当事業年度期首 株式数	当期増加	当期減少	当事業年度末 株式数
普通株式	600	0	0	600
合計	600	0	0	600

会社法第435条第2項及び会社計算規則第145条
の規定に基づく計算書類に係る

附属明細書

第14期

〔 自 令和4年5月1日 〕
〔 至 令和5年4月30日 〕

株式会社伊藤園フードサービス

目 次

	頁
1. 引当金の明細	1
2. 販売費及び一般管理費の明細	1

1. 引当金の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金 (流動)	-	-	-	-

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科目	金額	摘要
賃借料	144	
租税公課	10	
消耗品費	4	
通信費	42	
手数料	10,606	
会費	60	
試験研究費	4,264	
雑費	67	
合計	15,200	

監査報告書

令和5年5月31日

株式会社伊藤園フードサービス
代表取締役社長 本庄 周介 殿

監査役 平田 篤



私は、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上